

答申書

令和3年2月1日

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会

目 次

■はじめに	1
1 会議の開催経過	
(1) 市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項	2
(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過	2
2 提言	
(1) 今期の取組	3
(2) 茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の改定	4
(3) 令和元年度茅ヶ崎市いじめ防止サミットの報告を受けて	5
(4) 調査報告書の公表指針	5
(5) いじめに関する保護者向け説明資料	5
(6) 聞き取りチェックラベル	6
(7) 今後の茅ヶ崎市の取組に向けた提言	6
■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第3期）委員	7

■はじめに

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、いじめの防止等のための対策に関する事項につき茅ヶ崎市教育委員会（以下「市教委」という。）の諮問に応じて調査研究を行い、その結果を答申するために、平成26年12月25日に市教委の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、教育関係、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の学識経験者5名と、関係行政機関職員、保護者、市立小・中学校長会の代表4名による計9名により構成され、市教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場から広く協議してきた。

平成29年1月30日に、第1期委員による答申書「子どもたちの命とところを守り育てるために」を、平成31年1月17日に、第2期委員による答申書を提出し、今回、第3期委員による答申書を提出するものであるが、今後も、学校、家庭、地域、教育委員会、各関係機関・団体が連携しながら、いじめの根絶を目指し、全ての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れることを期待したい。

1 会議の開催経過

- (1) 市教育委員会から茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会への諮問事項
令和元年6月27日付で、次の件について諮問された。

いじめの防止等のための対策に関する事項について

(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会の開催経過

本調査会は、市教委からの諮問を受け、令和元年6月に開催された第1回会議から第3回会議まで、計3回の会議で協議を重ねてきた。

会議の開催日及び協議内容は、次のとおりである。

- ・第1回会議 令和元年6月27日（木）10時～11時30分
開催場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1
協議内容 (1) 本市におけるいじめ問題の現状及び対策について
(2) 「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」の改定について

- ・第2回会議 令和元年12月5日（木）15時～16時15分
開催場所 茅ヶ崎市役所 分庁舎4階 共済会第1会議室
協議内容 (1) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第3期）の答申について
(2) 「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」改定素案に係る
パブリックコメントの集計状況について
(3) 「令和元年度茅ヶ崎市いじめ防止サミット」について

- ・第3回会議 令和2年11月25日（水）10時～11時45分
開催場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室3
協議内容 (1) 本市におけるいじめ問題の現状について
(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第3期）の答申について
①いじめ事案に係る記録の書式について
②いじめ重大事態調査報告書の公表指針について
③いじめに関する保護者向け説明資料について

2 提言

(1) 今期の取組

ア 今期の取組の主なねらい

平成27年度に発生した茅ヶ崎市立小学校におけるいじめの重大事態を受け、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会による平成30年12月19日付「茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）」【公表版】（以下「調査報告書」という。）及び、茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議による平成31年1月17日付「いじめの重大事態に関する再発防止検討報告書」（以下「検討報告書」という。）が作成された。

第2期調査会も、上記調査報告書の作成と並行して、平成27年度の重大事態事案を踏まえた振り返りや提言を行っているが、今期は、実質的に上記調査報告書の内容を受けて実施される初めての調査会であることから、特に「調査報告書」及び「検討報告書」の内容を念頭において活動した。

具体的には、まずは上記調査報告書の内容及び、平成27年度はいじめ重大事態の反省を踏まえて教育委員会が行った、「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」の改定について経過報告を受け、本調査会としての意見を伝えた。また、茅ヶ崎市教育委員会より、令和元年度に行った大きな取組として、「令和元年度茅ヶ崎市いじめ防止サミット」の報告を受けた。

また、本調査会は、多岐にわたる各報告書の提言の中から、今後優先的に取り組むべき「喫緊の課題」をまず選定し、「喫緊の課題」の今後のさらなる改善に向けた施策案として、「調査報告書の公表指針」、「保護者向けの説明資料」、「聞き取りチェックラベル」を提案する。

イ 平成27年度の重大事態事案を踏まえて作成された報告書の提言

◆ 調査報告書の「再発防止に向けた提言」（P.21）

- ① 本答申を踏まえ、再発防止に向けた学校の改善点を明確にすること。
- ② 関係児童及び関係児童保護者への指導・支援に努めること。
- ③ 教職員は的確な児童・生徒理解を進め、管理職は、教職員がチームとして機能する学校内の児童・生徒支援体制の確立に努めること。
- ④ 教育委員会及び他機関等の学校外の関係機関との連携・協働を密にして、専門性をもった支援体制を確立すること。
- ⑤ 学校教育における地域や保護者との連携・協働の有効性を再確認し、日頃から積極的な関係づくりに努めること。
- ⑥ 様々な機会を通じて一人一人の教職員の資質向上に努めること。

⑦ 教育委員会は、いじめ事案発生時における学校の対応について、適切に判断すること。

◆ 検討報告書の「再発防止策のねらい」(P. 24～P. 29)を踏まえた施策の方向

- ① 「チーム学校」として機能する体制の強化
- ② 的確な児童・生徒理解
- ③ 専門性をもった支援体制の構築
- ④ 保護者や地域との連携
- ⑤ 適切な記録と保存
- ⑥ 事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断
- ⑦ 児童・生徒による主体的な取組の促進

ウ 今期調査会が選定した「喫緊の課題」と今期の取組

上記イ記載の提言が多岐にわたることから、優先的に取り組むべきものを「喫緊の課題」として、次の6つにまとめた。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 「チーム学校」としての取組② 専門性をもった支援体制③ 保護者や地域との連携④ いじめ事案に係る適切な記録の取り方、保管等⑤ 事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断⑥ 児童・生徒による主体的な取組の促進 |
|--|

今期は、まず、①～⑥の全てに関わるものとして、市教委が行った「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」の改定作業に協力した。また、⑥に関わる市教委の取組として、「令和元年度茅ヶ崎市いじめ防止サミット」の報告を受けた。さらに、③に関わる具体的な施策案として、市教委と協働して「調査報告書の公表指針」及び「いじめに関する保護者向けの説明資料」を、④、⑤に関わる具体的な施策案として、本会独自に「聞き取りチェックラベル」を提案する。

(2) 茅ヶ崎市いじめ防止基本方針の改定

市教委が、令和2年3月に茅ヶ崎市いじめ防止基本方針を改定した。本調査会は、同方針のパブリックコメントの募集と並行して、その内容確認及び意見交換を行った。今回の改定では、先の提言や国・県のいじめ防止基本方針の改定内容を踏まえつつ、組織体制、組織対応の内容を具体化・明確化することを主眼に行われた。本調査会では、改定内容について大きく変更する必要はないとしつつ、いくつか細かい部分の表現や内容について意見を出すに留まった。既に、改定後の内容で学校の

いじめ対応は行われているが、今後も、学校現場で同方針が正しく活用され、実効的ないじめ対応が行われることを願う。

(3) 令和元年度茅ヶ崎市いじめ防止サミットの報告を受けて

喫緊の課題⑥児童・生徒による主体的な取組の促進に関する具体的な取組として、令和元年12月14日、茅ヶ崎市いじめ防止サミットが行われた。同サミットでは、茅ヶ崎市内の複数の学校が全体として取り組んだいじめ防止に向けた活動等について、児童・生徒が自ら発表する内容であった。

本会としても、子どもたちのいじめ防止に対する意識を高める直接的な取組として評価をしている。今年度は、新型コロナウイルスの感染対策のために、同サミットは実施に至らなかったが、状況が改善されれば、来年度以降も継続して実施されることが望ましいものとする。

(4) 調査報告書の公表指針

喫緊の課題③保護者や地域との連携に関する具体的な取組として、保護者と地域に広く公表されるいじめ重大事態の調査報告書について、その取扱いの指針が市内で明確に定められていない点が指摘された。

この点についてまとめたものが、別紙1である。当指針は、令和3年度以降、茅ヶ崎市の運用指針となり、市役所のサイトで公表される予定である。

(5) いじめに関する保護者向け説明資料

喫緊の課題③保護者や地域との連携に関する具体的な取組として、保護者より、「自身の子がいじめたら／いじめられたらどうすればいいのか教えてほしい」という意見が市教委に寄せられた。

この点について、市教委においていじめ事案の担当をしている法律専門職の意見を踏まえながら作成したものが、別紙2-1及び2-2である。当初、市教委から提案された内容について協議した結果、保護者の読みやすさを重視し、より簡潔にポイントをまとめる必要があると考え、【概要版】と【詳細版】を作成した。

当指針は令和3年度以降、保護者向けの参考資料として、茅ヶ崎市役所のホームページで公表するなど、広く周知することも大切であるとする。

(6) 聞き取りチェックラベル

喫緊の課題④いじめ事案に係る適切な記録の取り方、保管等、及び⑤事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断について、具体的な施策を検討するために、本調査会は、まず、茅ヶ崎市内の全市立小・中学校を対象に、いじめ事案に係る記録方法について調査を行った。

この結果、独自の書式を作成・活用している学校や、特段、記録方法の指示・指定を行っていない学校等、各学校によりその対応には大きな差があることが認められた。

この調査結果を踏まえて、本調査会として、どのような書式を提案すべきかを検討したところ、

- ・独自に詳細な書式を用いている学校は、そのまま学校の様式を生かすべきである。
- ・過度に詳細な書式を一律に指定したところで、業務負担が増え、結果的に使われない書式となってしまう恐れがある。
- ・記録方法の指定がない学校も、何も記録していないわけではなく、各教職員がそれぞれの方法で創意工夫しながら備忘録を作り、日々の対応を記録している。

といった意見が出された。

これらの意見を踏まえ、本調査会は、最低限確認すべき事項について漏れがないかチェックできるラベルのようなものが、いかなる書式でもそこに貼付することで活用でき、いじめ事案の初動で重要な、事実確認の漏れを防止することにもつながるのではないかという結論となった。その結果作成したものが別紙3である。当ラベルのデータは、令和3年度以降、市内の全小・中学校に対し、参考書式として送付する予定である。

(7) 今後の茅ヶ崎市の取組に向けた提言

本調査会の取組は、以上のとおりである。平成27年度のいじめ重大事態の反省を、茅ヶ崎市は風化させてはならず、それは単なる意識啓発ではなく、具体的な制度、取組として還元して初めて達成させるものであると考える。先に挙げた「喫緊の課題」について、今後の調査会は引き続き具体策を検討するとともに、市教委においても、自発的な取組を継続していただきたい。

■茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第3期）委員

任期2年

	選出区分	氏名	任期	備考
1	学識経験者 (教育関係)	柳生 和男	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	大学 非常勤講師
2	学識経験者 (医師)	朝倉 新	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	精神科医
3	学識経験者 (弁護士)	浅井 崇裕	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	弁護士
4	学識経験者 (心理)	堀 恭子	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	臨床心理士
5	学識経験者 (福祉)	田中 幸治	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	社会福祉士・保育士
6	関係行政機関職員	佐志 佳代子	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	中央児童相談所 子ども支援第二課長
7	保護者	鈴木 美佳	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	茅ヶ崎市PTA連絡 協議会代表
8	学校長	西片 尚之	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	茅ヶ崎市立小学校長
9	学校長	三瓶 信哉	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	茅ヶ崎市立中学校長

*任期途中で交代した委員

	関係行政機関職員	大澤 弘美	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	中央児童相談所 子ども支援課長
	学校長	長田 清司	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	茅ヶ崎市立中学 校長